

佐賀県土木事務所処務規程（昭和29年佐賀県訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月23日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>（所長の専決事項）</p> <p>第3条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(27)の2 略</p> <p><u>(27)の3～(27)の8</u> 略</p> <p>(28)～(38) 略</p> <p>(39) 佐賀県福祉のまちづくり条例(平成10年佐賀県条例第7号。以下「まちづくり条例」という。)第23条第1項の規定による適合証の交付請求の受理に関する<u>こと</u>。</p> <p>(39)の2～(41) 略</p> | <p>（所長の専決事項）</p> <p>第3条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(27)の2 略</p> <p><u>(27)の3 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定に関する<u>こと</u>。</u></p> <p><u>(27)の4 建築基準法第43条第1項ただし書の規定による建築の許可（建築審査会の包括的な同意（以下「包括同意」という。）を得ている許可に限る。）に関する<u>こと</u>。</u></p> <p><u>(27)の5 建築基準法第55条第3項各号の規定による建築物の高さ制限に係る適用除外の許可（包括同意を得ている許可に限る。）に関する<u>こと</u>。</u></p> <p>(27)の6～(27)の11 略</p> <p>(28)～(38) 略</p> <p>(39) 佐賀県福祉のまちづくり条例(平成10年佐賀県条例第7号。以下「まちづくり条例」という。)第23条第1項の規定による適合証の交付請求の受理<u>及び同条第4項の規定による検査</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(39)の2～(41) 略</p> |

| 改正前   | 改正後   |
|-------|-------|
| 2～5 略 | 2～5 略 |

附 則

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。